

Baycom LTE無線通信サービス契約約款

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づきこのLTE無線通信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりBaycom LTE無線通信サービス(以下「LTE無線通信サービス」といいます。)としてBaycom LTEを提供します。

第2条(約款の変更)

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条(用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者、又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 LTE無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)
6 LTE無線通信サービス	LTE無線通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
7 LTE無線通信サービス取扱所	LTE無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 2当社の委託によりLTE無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 契約	当社からLTE無線通信サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と契約を締結している者
10 無線機器	LTE無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12 契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定される電気通信回線
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則((平成16年1月26日)総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)第3条で定める種類の端末設備の機器
15 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 契約者識別番号	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
17 SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE無線通信サービスの提供を受けるために、当社が契約者に貸与するもの
18 認証情報	LTE無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
19 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20 ローミング	第58条(ローミングの利用等)の規定により契約者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス
21 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
22 消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条(LTE無線通信サービスの種類等)

契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第5条(契約申込みの方法)及び第7条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第5条(契約の単位)

当社は、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

第6条(契約申込みの方法)

契約の申込みをいとは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をLTE無線通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるLTE無線通信サービスの品目
- (2) その他LTE無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、LTE無線通信サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) LTE無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者がLTE無線通信サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 契約者である個人が未成年であり、親権者の同意が得られないとき。
- (5) 契約者である個人が成年被後見人、または被保佐人であり、それぞれ成年被後見人、または保佐人の同意が得られないとき。

第8条(契約申込みの撤回等)

契約者は、加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回(以下、「初期契約解除」という)を行うことができます。

- 2 初期契約解除は、契約者が前項の文書を送ったときにその効力を生じます。
- 3 初期契約解除の場合、契約者は当該サービスの利用料、および手数料を支払うものとなります。
- 4 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとなります。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとなります。
- 5 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとなります。

第9条(最低利用期間)

LTE無線通信サービスの最低利用期間は課金開始日より6ヶ月間とします。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、料金表に定める違約金に消費税相当額を加算した額を一括して支払うものとなります。

第10条(契約の成立)

契約は、契約の申込みをした者に対して当社が認証情報を発行したときに成立するものとします。

第11条(利用開始日)

当社より申込者に対して発送する無線機器を受け取った日をLTE無線通信サービスの利用開始日とするものとします。

第12条(LTE無線通信サービスの利用休止)

契約者は、当社が提供するLTE無線通信サービスを一時的に休止しようとする場合は当社が別に定める一定期間内において、LTE無線通信サービスの休止ができるものとします。

2 LTE無線通信サービスを休止する場合、無線機器登録料の払い戻しはいたしません。

3 LTE無線通信サービスを休止する場合、契約者は第45条(手続きに関する料金の支払義務)の規定による料金を支払うものとなります。

4 利用休止の期間は、休止開始の日から起算して6ヶ月を限度とします。

5 休止後、LTE無線通信サービスの休止再開をする場合は、契約者は当社にその旨を申出するものとします。

第13条(契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社が契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したのとして扱うことに同意していただきます。

4 契約者が事実に戻す届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとなります。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第14条(贈渡・貸与の禁止)

契約者が契約に基づいてLTE無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

第15条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、LTE無線通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に代表する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第13条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第16条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとする場合は、契約の解除を希望する日の10日前までに当社が別に定めるLTE無線通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 当社による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

第17条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払を2ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に関する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第56条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 事業法又は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備において電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、LTE無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- (7) 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でLTE無線通信サービスの継続ができないとき。

2 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第18条(契約者識別番号)

LTE無線通信サービスの契約者識別番号は、一回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、LTE無線通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、LTE無線通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第19条(SIMカードの貸与)

当社は、契約者に対し、SIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、LTE無線通信サービス一契約につき一つとします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第20条(契約者識別番号その他の情報の登録)

当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録を行います。

- (1) SIMカードを貸与するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第18条(契約者識別番号)第2項又は第52条(設備の修理又は復旧)第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録を行います。

第21条(SIMカードの情報消去及び返還)

当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

- (1) そのSIMカードの貸与に係るLTE無線通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、SIMカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社のSIMカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社が別に定める方法により、当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第19条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、契約者は、変更前のSIMカードを返還するものとなります。

第22条(SIMカードの管理責任)

SIMカードの貸与を受けている契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、故意又は過失により貸与したSIMカードを毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表によりSIMカードの弁済金を当社に支払うものとなります。

2 SIMカードの貸与を受けている契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用し

Baycom LTE無線通信サービス料金表

- (5)サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
- (6)個人を識別できない開示用統計データの作成
- 3 当社は、お客様が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネル、ケーブルインターネット及びLTE無線通信サービスにお申込みの場合は、お客様の個人情報をそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
- 4 当社は、前3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第一号から第四号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
- 5 当社は、お客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。

- (1)サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
- (2)通信・ネットワークの設定、管理業務
- (3)番組ガイド、請求書・連絡文書などの配送業務
- (4)ダイレクトメールなどの販売促進業務(5)ヘルプデスク業務
- (6)料金督促業務

- 6 お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
- 7 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にてうけたまわっております。

第63条(契約者の関係者による利用)

当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。))に利用させる目的で、かつ当該関係者のBaycom LTE無線通信サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとする。

- 2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第56条(利用に係る契約者の義務)第6項の各号に定める行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとする。

第64条(情報等の削除等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第56条(利用に係る契約者の義務)第6項の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第56条(利用に係る契約者の義務)第6項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとする。

第65条(国内法への準拠)

この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第66条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

別記

- 1 LTE無線通信サービスの提供区域等

当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。

なお、設備の整備状況により接続可能なエリアに変更が生じる場合があります。

2 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1項第26号に定める基幹放送事業者及び一般放送事業者
3通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。を供給することを主な目的とする通信社

3 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

4 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。))もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。))を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1)認証情報の登録等を行うとき。
- (2)第32条(自営端末設備の電波法に基づく検査)又は第37条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3)電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

5 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ペイ・コミュニケーションズ

附則

(実施期日)

- 1 この約款は、2024年10月1日から実施します。(一部改訂)
- 2 この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 3 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 契約者は、契約者が支払うべき料金を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとする。
- 2 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとする。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとする。
- 3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとする。
- 4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとする。

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を毎月に従って計算します。
(端数処理)
- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとする。ただし、当社が提供する利用中のサービスと放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとします。なお、請求書及び領収書は発行しないものとします。
- 4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金)
- 5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。
(料金等の臨時減免)
- 6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。
- 7 当社は、料金等の減免を行ったときは、LTE無線通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

別表

第1表 LTE無線通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

- 1 適用

基本使用料の適用については、第44条(基本使用料の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

一契約ごとに

基本使用料	項目	料金額
SIMカード、無線機器 貸出費含む	通常プラン	月額3,036円
	ID/WiMAX移行メニュー(2016年3月31日にて申込受付終了)	月額2,068円
	大阪スタートプラン(2019年9月30日にて申込受付終了)	月額3,036円

3 付加機能使用料

- (1)適用

付加機能使用料の適用については、第43条(料金の適用)に定めるところによります。この場合において、同条により支払いを要する料金額は、(3)料金額の規定の額とします。

(2)付加機能の種類

種類		提供条件
電子メール機能	電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してLTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます	当社、Baycom ケーブルインターネット契約約款に準ずる
メールウイルスチェック機能	LTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置に蓄積又は、蓄積装置より他のメールアドレスに向け送信される電子メールにコンピュータウイルスが添付されていると当社が確認した場合、そのウイルスの除去や、電子メールを削除することができる機能をいいます	
迷惑メールチェック機能	LTE無線通信サービス取扱所に設置するメール蓄積装置に蓄積される電子メールが契約者の受信を意図しない、もしくは受信を希望しない内容であると、当社が統計的かつ機械的に判定した場合、電子メールの件名に迷惑メールである旨の特定の文字列を挿入する機能をいいます	

※上記付加機能のうち、当社ホームページ上で契約者により電子的手段で機能設定を行うことができるものについて、当社より契約者に発行する基本ID及び基本パスワードにより、その行為が契約者による真実な手続きであると確認を行うものとする。

(3)料金額

項目	料金額	備考
メールアドレス追加	月額209円	1メールアドレス追加ごとに

第2 手続きに関する料金

項目	料金額	備考
新規加入手数料	2,200円	初回登録時のみ
解約事務手数料	2,200円	解約時のみ
無線機器機種変更手数料	1,650円/1台 1回につき	無線機器の機種を変更する際、支払を要する料金
休止料	月額759円/1回線につき	LTE無線通信サービスの利用を休止するときに支払を要する料金
違約金	月額利用料×残欠期間 ※残欠期間とは、最低利用期間より 暦月を経過した月数を差し引いた 月数を指します	利用開始日より6ヶ月以内で契約を解除するときに支払を要する料金
弁済金	18,700円/1台につき 2,750円/1回線につき	無線機器(SIMカード含む) SIMカードのみ
請求書等発行手数料	220円~/1通につき	

(注)料金表金額には消費税等相当額を含みます。

附則

(実施期日)

- 1 この料金表は2024年10月1日より実施します。(一部改訂)
(基本使用料の項目移行に関する経過措置)
- 2 当社からの通知をもって料金表第1表第1の項目のうち、大阪スタートプランの契約者は、通常プランに自動移行します。